

中国の電気自動車・鉄鋼製品に関する輸出許可証管理制度の実施：一般貨物の輸出許可証管理制度に関する解説

2026年4月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

上海事務所

調査部

【免責条項】

本レポートは、長島・大野・常松法律事務所に委託し、作成したものです。
本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用下さい。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロおよび執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承下さい。

中国商務部は、税関総署等と共同で、2025年9月に電気自動車の輸出に関する公告¹を、2025年12月に一部鉄鋼製品の輸出に関する公告²を、それぞれ公布した。これにより、2026年1月1日から、純電気自動車（HSコード：8703801090）および一部鉄鋼製品（公告の別紙に定めるもの）を中国から輸出する場合、輸出許可証の取得が義務化された。そのうち、純電気自動車についての輸出許可証取得の義務化は、中国の電気自動車産業のグローバル市場での健全かつ長期的な発展のために、導入されたものとの業界専門家の見解が報道されている。また、鉄鋼製品に関する輸出許可証管理は、2007年に一度実施されていたものが2009年に撤廃されて以降、18年ぶりに再度導入されたものである。商務部の報道官は、定例の記者会見において、「同措置の主な目的は、鉄鋼製品の輸出に関する監視・統計分析を強化し、輸出製品の品質を追跡することであり、今般の措置はWTOの規則に従っており、輸出数量や企業の経営資格を制限するものではない」と説明した。

本稿では、上記両公告に基づく輸出許可証管理制度の実務の状況を解説するとともに、両用品目に関する輸出許可との対比も行う。

1. 一般貨物に対する輸出許可証管理制度の位置づけ

以前の記事（『輸出禁止・輸出制限技術目録の改正』³でも詳述の通り、中国の輸出管理規制は、大きく分けて、「一般的な貨物・技術に対する輸出管理」と「国家安全保障に関わる輸出管理」の2つの体系がある。前者の「一般的な貨物・技術に対する輸出管理規制」は、輸出入全般についての基本的な法律である「対外貿易法」などに基づくもので、管理の目的として、環境保全、国内の供給不足防止、輸出先国の市場容量の有限性への対応、産業保護、国際収支バランスの確保などが挙げられ、幅広い範囲が想定されている（対外貿易法15条）。これに対して、後者の「国家安全保障に関わる輸出管理」は、国の安全および利益の保護、ならびに拡散防止等の国際義務の履行を目的としている（輸出管理法2条）。

今般導入された、電気自動車および一部の鉄鋼製品に関する輸出許可証管理制度は、上記のうち前者の一般的な貨物に対する輸出管理規制に基づくものである。一般的な貨物に対する輸出管理において、貨物は、輸出自由貨物、輸出制限貨物および輸出禁止貨物に分けられ、このうち輸出制限貨物は、商務部等が公布する「輸出許可証管理貨物目録」（最新版は、2025年12月30日に公布、2026年1月1日より施行されたもの）（以下「本目録」）に列挙されている。本目録に含まれる品目は、割当管理（小麦、とうもろこしなど）、割当入札応募管理制（甘草および甘草製品など）、および一般許可管理の3種類の管理モデルがある。おおむね、割当管理とは、輸出総量を制限する目的で、事前に商務部から割当許可を取得した上で、それに基づいて輸出許可証を申請するという仕組み、割当入札応募管理制とは、公開入札を実施し、落札した企業に限り輸出許可証を申請できるという仕組み、一般許可管理とは、上記2種類に該当しない貨物についての、一般的な許可管理の仕組みである。今回の電気自動車および一部の鉄鋼製品については、これらのうち一般許可

¹ https://xkzj.mofcom.gov.cn/tzgg/art/2025/art_70bb9beb43b9474aa3dfbfab722c2ccb.html

² https://wms.mofcom.gov.cn/zcfb/wmgl/art/2025/art_9c8b4257bf954208bef192e756b33f21.html

³ https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Reports/01/6083963715e0b772/20250030_03.pdf

管理に服するものとされている。

2. 一般貨物に対する輸出許可証管理制度の実務運用

輸出制限貨物に関する輸出許可証の申請については、商務部のホームページにおいてもガイドラインが掲載されている⁴が、以下、その手続の概要を述べる。

(1) 許可対象

本目録に記載されている品目を中国税関領域外へ輸出する貿易行為については、輸出許可証の取得が必要とされている。

(2) 主管部門

輸出許可証を発給する主管部門は、商務部、または商務部の委託を受けた省レベル商務部門および一部の副省級市の商務部門（遼寧省瀋陽市、吉林省長春市、黒龍江省ハルビン市、江蘇省南京市、湖北省武漢市、広東省広州市、四川省成都市、陝西省西安市）とされているが、輸出貨物の品目によって、担当の主管部門が異なる。具体的には、商務部が公布する「輸出入許可証発行機関目録」（最新版は 2025 年 1 月 21 日に公布されたもの）に定められている。

(3) 許可手続

申請方法については、主にオンライン申請とされているが、担当商務部門の窓口での書面申請も可能である。

オンライン申請の場合、輸出許可証の申請に先立ち、輸出事業者がまず省レベルの商務部部門から電子認証証明書および電子キーを取得する必要がある。電子認証証明書および電子キーを取得した後、電子キーをもってオンラインシステムにて必要書類を提出し、申請を行う。主管部門が 2 回の審査を行い、電子輸出許可証を発行する（必要な場合、紙媒体の許可証も申請できる）。

書面申請の場合、関係主管部門の担当窓口において必要書類を提出し、申請を行う。主管部門が 2 回の審査を行い、電子輸出許可証を発行する（必要な場合、紙媒体の許可証も申請できる）。

申請方法や担当部門を問わず、審査期限は、申請日から 3 営業日以内である。

また、必要書類には主に以下の書類が含まれるとされる：

- ①輸出許可証申請書（当局様式）
- ②主管部門が発行した輸出許可書類（輸出品目によって必要書類が異なる。例えば、割当管理制の品目については、主管部門が発行した輸出割当書類が必要とされている。）
- ③輸出契約書
- ④輸出事業者と荷送人が一致しない場合、委任代理契約書
- ⑤商務部門が要求したその他の資料

⁴ https://xkzj.mofcom.gov.cn/bzzn/ck/art/2024/art_77bb5ca797394beaaa6e55a88f3c1691.html

(4) 審査基準

「輸出許可証の申請、発行および使用に関する業務規範」11条によれば、主管部門は、主に以下の点について審査を行う。

- ①輸出事業者が相応な経営資格を有しているか（自由貿易試験区企業は関連規定に従って実施する）
- ②輸出事業者が提出した輸出許可書類が完全かつ有効であるか
- ③申請書の関連内容が、輸出貨物管理および許可証管理に関する規定、輸出許可書類並びに輸出契約書の内容と一致しているか、備考欄の内容が完全かつ正確であるか
- ④要求に基づきブランド、規格等級、設備状態、備考等の内容を記入すべき場合、真実かつ完全に記入されているか
- ⑤提出が必要なその他の書類が関連規定に適合しているか

(5) 有効期間

輸出許可証の有効期間は、6カ月間を上限とし、かつ、満了日は当該暦年の12月31日を超えない。

また、輸出許可証については、「一証一関」（1つの輸出許可証を1つの税関でのみ通関申告できる）の前提で、1つの輸出許可証が何回使用できるかについては「一批一証」（1つの輸出許可証を有効期間内に一回の通関手続に限り使用できる）または「非一批一証」（1つの輸出許可証を複数回の通関手続（最大12回）に使用できる。ただし、①外商投資企業が取得した輸出許可証により管理される貨物、②補償貿易における輸出許可証により管理される貨物、③本目録において「非一批一証」を実行すると定めるその他の貨物に限定されている）のいずれかに服するものとされている。

(6) 発給状況および処罰事例

公開情報を確認した限り、商務部が公表する発給状況に関する全国の統計データは見当たらなかったが、地方の商務部門が公表したものが見られた。例えば、湖北省商務庁が公表したデータによれば、2025年12月に合計4,088件の輸出許可証を発給した⁵とのことである。

また、輸出制限貨物輸出許可に関連する処罰事例について、税関が下したものが多数見られる。具体的な処罰事由としては、①許可を得ず、みだりに輸出制限貨物を輸出した、②実際の輸出貨物と輸出許可証の記載が一致しない、③輸出許可証に定める限度を超過して貨物を輸出した、などがある。税関が処罰する場合、「税関行政処罰実施条例」等の関係規定に従い処罰され、貨物の価値によって処罰金額が変わる。

3. 両用品目輸出許可との比較および二重適用の有無について

商務部門による輸出の許可としては、輸出管理法、両用品目輸出管理条例および「両用品目輸出管理リスト」等の法令に基づいて行われる両用品目輸出許可もあるが、一般貨物

⁵ https://swt.hubei.gov.cn/bsfw/bjtz/202601/t20260108_5851703.shtml

に関する輸出許可管理と比べて許可手続や審査基準等といった点において多くの相違点があり、立法趣旨が異なる制度となっている⁶。許可手続についてみると、例えば、申請書類や審査期間には明確な違いがある。輸出制限貨物に関する輸出許可の申請に必要な書類は、申請書や輸出契約など比較的簡素な内容であり、審査期間は3営業日程度にすぎない。これに対して、両用品目輸出許可の場合には両用品目のエンドユーザーおよび最終用途に関する証明文書等の詳細な書類が要求され、法定審査期間は45営業日と長く、さらに延長されることもある。審査基準についてみると、輸出制限貨物に関する輸出管理では、書類が完備され完全であることが重視されるのに対して、両用品目輸出管理ではエンドユーザーや最終用途の確認、軍事転用リスクの評価等を中心とした審査が行われる⁷。

また、これらの輸出許可の制度が二重適用される可能性があるかについて、理論上、本目録および「両用品目輸出管理リスト」の範囲が重なる可能性は存在するが、本目録において明確な優先適用の原則が規定されている。具体的にいえば、本目録の対象となる品目が「両用品目輸出管理リスト」に定める品目または臨時規制品目にも該当する場合、両用品目輸出許可の手続が優先的に適用され、両用品目輸出許可を取得すれば、輸出制限貨物に対する輸出許可を別途取得する必要はないことになる。

⁶ 以前の記事（『輸出禁止・輸出制限技術目録の改正』）では、両用品目輸出許可の許可手続等を具体的に説明しているため、そちらの内容も参照されたい。

⁷ 具体的には、審査の際には以下の要素が総合的に考慮されるものとされる。

- ① 国の安全および利益
- ② 国際義務および対外承諾
- ③ 輸出の種類
- ④ 規制品目の敏感度
- ⑤ 輸出先となる国または地域
- ⑥ エンドユーザーおよび最終用途
- ⑦ 輸出事業者の関係信用記録
- ⑧ 法律、行政法規に定めるその他の要素

レポートをご覧いただいた後、アンケート（所要時間：約 1 分）にご協力ください。

<https://www.jetro.go.jp/form5/pub/ora2/20260004>



本レポートに関するお問い合わせ先：
日本貿易振興機構（ジェトロ）
調査部 中国北アジア課
〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32
TEL : 03-3582-5181
E-mail : ORG@jetro.go.jp